

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	管理番号	指標コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査 農業・農村の6次産業化総合調査

農業経営体等における6次産業化業態別調査票 (農産加工・農産物直売所・観光農園用)

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。
また、この調査票は統計の作成目的のみに使用するもので、課税など統計作成以外の目的には使用しません。

《記入と返送いただくに当たって》 ◇オンライン調査も可能です。

【調査の対象】

- 1 「農産加工」、「農産物直売所」、「観光農園」の事業に取り組んでいる農業者又は農業協同組合等の方を調査の対象としています。
- 2 平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)の1年間を対象としています。
(この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。)

【回答方法及び返信の留意事項】

- 1 オンラインで回答される場合は、同封の「インターネットで回答できます(チラシ)」をご覧ください回答してください。
- 2 ご記入いただきました調査票は、同封している返信用封筒に入れて 月 日までに投函をお願いします。
- 3 返信用封筒には、秘密の保護のため、名称、ご担当者名等は記入しないでください。
- 4 記入に当たっては、黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

★数字は枠からはみ出さないように記入してください。

★○印は点線に沿って記入してください。

記入見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入見本	①
------	---

【記入上の注意】

- 1 金額を記入する欄については、消費税を含め単位未満は切り上げて記入してください。
- 2 農家(個人、法人)又は組織経営体の方は、同じ業態で複数の事業所を営んでいる場合、合算して記入してください。
- 3 農業協同組合等の方は、同じ業態で複数の事業所を営んでいる場合でも、封筒の宛先の事業所分のみ記入してください。

◆ 調査票の記入内容について、後日、お尋ねさせていただく場合がございます。

【問合せ先】

【1】 共通

1 農産加工・農産物直売所・観光農園の概要

事業の定義

◆ **農産加工**とは、販売を目的として、自ら又は組合員が生産した農産物を用いて加工している事業をいいます。また、他に加工を委託している場合も含まれます。
 なお、精米・精麦、荒茶、畳表、精肉は農産加工に含みません。

◆ **農産物直売所**とは、自ら又は組合員が生産した農産物や農産加工品を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をする場所や施設をいいます。
 なお、無人販売所、移動販売及びインターネットのみによる販売は含みません。

◆ **観光農園**とは、観光客等を対象に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又は観賞させて代金を得ている事業をいいます。

(1) どの事業を行っていますか。該当するすべての番号「1」に○を記入してください。

農 産 加 工	101	☐	【共通】 (2)へ	3～5ページの記入をお願いします。
農 産 物 直 売 所	102	☐		7～10ページの記入をお願いします。
観 光 農 園	103	☐		11～12ページの記入をお願いします。
いずれの事業も行っていない。	104	☐		調査は以上で終わりです。 ご協力ありがとうございました。 返信用封筒にて、返送してください。

(2) (1)で記入した事業はどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。また、法人の方は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

農 家	個 人	105	☐	法人番号(13桁)
	法 人		☐	
会 社	☐			
農業協同組合	☐			
農事組合法人	☐			
そ の 他	☐			

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきますので、法人番号（13桁）の記入をお願いします。
個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようにご注意ください。

【用語の説明】

農家とは、家族単位で農業を営んでいるものをいい、これを単位として農産加工等の事業を行っている場合が該当します。なお、法人格の有無によって、農家を「個人」と「法人」に区分します。

【2】農産加工

1 農産加工の概要

(1) 平成 30 年度の農産加工品の販売金額について、記入してください。

なお、販売金額がない場合は、「販売金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
年間販売金額	201								万円

注：消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

販売金額なし	202	1
--------	-----	---

農産加工の調査は以上で終わります。ご協力ありがとうございました。
農産物直売所を営んでいる場合は、7 頁【3】に進んでください。

【記入上の注意】

- ◆ 農家（個人、法人）又は組織経営体の方は、複数の農産加工場を営んでいる場合、合算して記入してください。
- ◆ 農業協同組合等の方は、複数の農産加工場を営んでいる場合でも、封筒の宛先の事業所分のみ記入してください。

(2) 平成 30 年度の農産加工場の稼働日数、又は加工作業を行った日数を記入してください。

年間稼働日数	203				日
--------	-----	--	--	--	---

【用語の説明】

年間稼働日数は、加工製造に要した日数をいいます。（稼働時間の長短にかかわらず、1 日 1 時間でも稼働すれば 1 日とします。）
ただし、加工製造を委託している場合で、この期間が不明な場合は、原料となる自家生産物を持ち込んでから加工品納入までに要した日数を記入してください。

(3) 平成 30 年度に販売した農産加工品の販売金額上位 3 位品目について、農産加工品名及び年間金額に占める販売金額割合を記入してください。

農 産 加 工 品	販売金額割合	品目コード (記入不要)
204	%	
205	%	
206	%	

【農産加工品の例】

米粉、つけ物、いちごジャム、
うめぼし、干しがき、緑茶、もち、
ソーセージ、ハム、牛乳、アイス
クリーム、みそ、ワイン等

(4) 平成 30 年度に販売した農産加工品の販売先別に販売金額割合を記入してください。

販 売 先		販売金額割合	
合 計		100%	
消費者への直接販売	207		%
うち、直売所	208		%
うち、インターネット	209		%
小 売 業	210		%
食 品 製 造 業	211		%
外 食 産 業	212		%

販 売 先		販売金額割合	
卸 売 業	213		%
ホテル、旅館等の宿泊施設	214		%
学 校 給 食	215		%
病院、福祉施設	216		%
そ の 他	217		%

(右につづく)

2 加工原料の仕入状況

平成30年度に販売した農産加工品の原料について、品目別に年間仕入金額及び産地別仕入金額割合を記入してください。

なお、自家生産物を使用している場合は、地域の通常取引単価で換算した金額を記入してください。

品 目		年 間 仕 入 金 額(万円)							産 地 別 仕 入 金 額 割 合					
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	計	自 家 生産物 (%)	購 入 農 産 物			
											自県産 (%)	他県産 (%)	輸入品 (%)	
合 計	301													
米	302								100%					
野 菜 類	303								100%					
果 実 類	304								100%					
きのこ類・山菜	305								100%					
畜 産 物	306								100%					
その他の農産物	307								100%					
そ の 他	308													

注：仕入金額は、自家生産した農産物のほか、加工品製造に使用した全ての原料について記入してください。

注：産地別仕入金額割合は、品目ごとの計が100%になるように記入してください。

【品目例】	
米	精米、玄米(古代米などの有色米も含めます。)
野 菜 類	トマト、キャベツ、だいこん、にんじん、たまねぎ、ねぎ、ごぼう、ほうれんそう等
果 実 類	みかん、りんご、なし、もも、かき、いちご、スイカ、メロン、さくらんぼ等
きのこ類・山菜	しいたけ、しめじ、まいたけ、わらび、ぜんまい等
畜 産 物	生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、鳥卵等
その他の農産物	【上記以外の農産物】麦類、雑穀類(ひえ、あわ、そば等)、豆類(乾燥)、ばれいしょ、かんしょ、食用工芸作物等
そ の 他	農産加工品、水産物、調味料等

【産地別仕入金額割合の記入例】

- ・米：「仕入金額(75万円)」、「自家生産物(100%)」
- ・野菜類：「仕入金額(150万円)」、「自家生産物(40%)、自県産(60%)」

		年 間 仕 入 金 額(万円)							産 地 別 仕 入 金 額 割 合				
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	計	自 家 生産物 (%)	自県産 (%)	他県産 (%)	輸入品 (%)
米						7	5		100%	100			
野菜類					1	5	0		100%	40	60		

- ◆ その他は、ワイン、脱脂粉乳、クリーム、鮮魚、塩、みそ、しょうゆ等が該当します。
- ◆ 自ら又は組合員が生産した農畜産物を原料とした農畜産物加工品は、その他に含めず、原料の品目ごとに記入してください。

3 他産業との連携状況

農産加工において他産業と連携している場合、該当する連携先すべての番号「1」に○を記入してください。

なお、連携していない場合は、「他産業と連携していない」の番号「1」に○を記入してください。

製 造 業	食品製造業	401	1	小 売 業	406	1	他 産 業 と 連 携 し て い な い	411	1
	化粧品製造業	402	1	外 食 産 業	407	1			
	医薬品製造業	403	1	観 光 産 業	408	1			
	その他製造業	404	1	その他の産業	409	1			
卸 売 業		405	1	大学、試験研究機関等	410	1			

【用語の説明】

農産加工における他産業との連携は、他産業の持つ技術や手法を活用するなど、他産業と連携して加工事業に取り組むことをいいます。

なお、加工事業に向けた連携行為がなく、単に取引先である場合などは、「他産業と連携していない」に該当します。

4 従事者の状況

(1) 平成 30 年度に農産加工の経営や業務を行った従事者数について、最も多い時期（月）の人数を従事した時間や日数にかかわらず、性別及び年齢別に記入してください。

また、役員・家族については給与の有無に関係なく記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			従事者 計				役員・家族				雇用							
											常雇い				臨時雇い			
男性	65 歳 未 満	501					人							人				人
	65 歳 以 上	502					人							人				人
女性	65 歳 未 満	503					人							人				人
	65 歳 以 上	504					人							人				人

【用語の説明】

- ◆ 役員は、経営者、役員、組織の構成員のほか、農業協同組合等においては農産加工に携わった農協の職員も該当します。
- ◆ 家族は、家族経営の場合の世帯員が該当します。
- ◆ 常雇いは、正社員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約（口頭の契約でも可）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人をいいます。
- ◆ 臨時雇いは、日雇、季節雇など常雇い以外の人をいいます。農業研修、手間替え、ゆい（労働交換）、手伝いを含みます。

【平成30年4月1日現在の年齢区分】

65歳未満	昭和28年4月2日以後に生まれた方
65歳以上	昭和28年4月1日以前に生まれた方

(2) (1)の平成 30 年度に雇用した従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、農産加工に従事した分を記入してください。

		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
年間雇用労賃	505								万円

- ◆ 雇用者が複数の事業に従事している場合は、農産加工に係る雇用労賃に従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

【用語の説明】

年間雇用労賃は、基本給・時間給のほか、ボーナスや全ての手当を含めた支払賃金総額とします。また、事業主が税金などの徴収を行っている場合は、徴収前の総額とします。なお、役員・家族の雇用労賃・報酬は含めません。

(3) (1)で記入した従事者のうち、農産加工の経営方針の決定に参画している人数を男女別に記入してください。

区 分	人 数
男 性	506
女 性	507

【用語の説明】

経営方針は、以下の事例に相当する内容が該当します。

- ◆ 事業計画（目標）の策定
- ◆ 事業スケジュール
- ◆ 組織体制・人員配置
- ◆ 新商品の開発 など

- ◆ 記入内容について照会する場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。なお、それぞれの事業において記入者が同一の場合には、12 ページにまとめて記入してください。

記入者名

担当部署

SAMPLE

【3】農産物直売所
1 農産物直売所の概要

- (1) 平成 30 年度の農産物直売所における販売金額について、記入してください。
なお、販売金額がない場合は、「販売金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
年間販売金額	601								万円

注：消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

販売金額なし	602	1
--------	-----	---

農産物直売所の調査は以上で終わります。ご協力ありがとうございました。
観光農園を営んでいる場合は、
11 頁【4】に進んでください。

【記入上の注意】

- ◆ 農家（個人、法人）又は組織経営体の方は、複数の農産物直売所を営んでいる場合、合算して記入してください。
- ◆ 農業協同組合等の方は、複数の農産物直売所を営んでいる場合でも、封筒の宛先の事業所分のみ記入してください。

- (2) 農産物直売所の年間販売金額について、品目分類別に販売金額割合及び産地別販売金額割合を記入してください。

品 目 分 類		販売金額割合		産 地 別 販 売 金 額 割 合							
				計	自 家 生産物	他の農家の農産物等					
						自県産	他県産	輸入品			
合 計		100%			(%)	(%)	(%)	(%)			
米	603		%	100%							
野 菜 類	604		%	100%							
果 実 類	605		%	100%							
きのこ類・山菜	606		%	100%							
畜 産 物	607		%	100%							
その他の生鮮食品	608		%	100%							
農産加工品	609		%	100%							
花き・花木	610		%	100%							
そ の 他	611		%								

注：産地別販売金額割合は、品目ごとの計が100%になるように記入してください。

【品目例】	
米	精米、玄米（古代米などの有色米も含めます。）
野 菜 類	トマト、キャベツ、だいこん、にんじん、たまねぎ、ねぎ、ごぼう、ほうれんそう等
果 実 類	みかん、りんご、なし、もも、かき、いちご、スイカ、メロン、さくらんぼ等
きのこ類・山菜	しいたけ、しめじ、まいたけ、わらび、ぜんまい等
畜 産 物	牛乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、鳥卵等
その他の生鮮食品	【上記以外の農畜産物】 麦類、雑穀類、豆類（乾燥）、ばれいしょ、かんしょ、食用工芸作物等
農産加工品	農畜産物を原料として加工された飲食料品
花き・花木	切り花、球根、鉢物、花木等
そ の 他	【直売所で販売されている上記以外の品】 水産物、玩具、木工品、市販の菓子等

【産地別販売金額割合の記入例】					
・野菜類 （自家生産物 25%、自県産 50%、他県産 25%）					
	産 地 別 販 売 金 額 割 合				
	計	自 家 生産物	他の農家の農産物等		
			自県産	他県産	輸入品
		(%)	(%)	(%)	(%)
野菜類	100%	25	50	25	

(3) 平成 30 年度の農産物直売所を営んでいる期間について、該当する番号 1 つに○を記入してください。また、年間営業日数を記入してください。

通 年 営 業	612	☐
季 節 的 営 業	613	☐
年 間 営 業 日 数	614	日

【用語の説明】

- ◆ 通年営業とは、1 年を通じて、おおむね 1 週間に 5 日以上営業している場合をいいます。
- ◆ 季節的営業とは、通年営業以外の場合をいいます。
- ◆ 年間営業日数とは、営業時間の長短にかかわらず、1 日 1 時間でも営業すれば 1 日とします。

(4) 農産物直売所で取り扱っている農産物や農産加工品等の販売先について、販売先別に販売金額割合を記入してください。

販 売 先		販売金額割合			
合 計		100%			
消費者への直接販売	615				%
小 売 業	616				%
食 品 製 造 業	617				%
外 食 産 業	618				%

販 売 先		販売金額割合			
ホテル、旅館等の宿泊施設	619				%
学 校 給 食	620				%
病院、福祉施設	621				%
そ の 他	622				%

(右につづく)

(5) 農産物直売所の販売施設の形態について、該当するすべての番号「1」に○を記入してください。また、常設施設に該当する場合は、売場面積を記入してください。

常 設 施 設	自己所有	直売専用施設	623	☐
		他の用途と兼用	624	☐
	賃貸等	量販店のインショップ	625	☐
		そ の 他	626	☐
	常設施設を使用していない		627	☐

売 場 面 積	628					m ²
---------	-----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------

【売場面積の記入例】

・ 売場面積 1 坪の場合

1 坪 × 約 3.3 m² = 3.3 m²

		3	m ²
----------------------	----------------------	---	----------------

・ 売場面積 15 坪の場合

15 坪 × 約 3.3 m² = 49.5 m²

		5	0	m ²
----------------------	----------------------	---	---	----------------

注：農家（個人、法人）、組織経営体において、事業所が複数ある場合は、該当する全ての形態に○を記入し、売場面積はそれらの合計を記入してください。

【用語の説明】

- ◆ 直売専用施設は、直売専用に使っている常設の施設（簡易な小屋等を含む。）が該当します。
- ◆ 他の用途と兼用は、農産加工場や温室など他の用途と兼用している施設が該当します。
- ◆ 量販店のインショップは、百貨店やスーパーなど大型店舗の一角にある独立した売り場が該当します。
- ◆ その他は、量販店のインショップ以外の賃貸による直売施設、共同利用施設等が該当します。
- ◆ 常設施設を使用していないは、常設の直売施設を使用しないで、農産物の直売を行っている場合をいい、朝市や定期市等で駐車場や広場を利用した農産物の直売、直売施設以外の施設（多目的スペース、会議室等）を使用して定期的に農産物の直売を行っている場合も含めてください。

(6) 年間購入者数（延べ人数）について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

年 間 購 入 者 数	1 千 人 未 満	629	1
	1千～5千人未満		2
	5千～1万人未満		3
	1万～5万人未満		4
	5万～10万人未満		5
	10万～20万人未満		6
	20万～50万人未満		7
	50 万 人 以 上		8

【年間購入者数】

年間購入者数が正確にわからない場合は、下の式を参考に、おおよその数を算出してください。

$$\text{年間購入者数} = 1 \text{ 日当たりの購入者数} \times \text{年間営業日数}$$

【記入例】

1日当たりの購入者数が約150人で、年間営業日数が315日の場合、年間購入者数は150人×315日＝47,250人となり、1万～5万人の範囲に○を記入してください。

(7) 農産物直売所で取り扱っている農産物や農産加工品等について、該当する番号1つに○を記入してください。

また、組合員やほかの農家等からの出荷物も取り扱っている場合は、出荷者数を記入してください。

農家等の出荷物も取扱う	630	1	→	出 荷 者 数	631					戸
自 家 生 産 物 の み		2								

(8) この設問は上記の設問(7)で「農家等の出荷物も取扱う」に該当する場合に限り回答してください。

組合員やほかの農家等からの出荷物も取り扱っている場合は、出荷者から徴収している料金について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

また、販売金額に対する手数料率で徴収している場合は、手数料率を生鮮品及び加工品別に会員（登録農家）と会員以外に分けて記入してください。

有 り	販売金額に対する手数料率	632	1	→	区分		手数料率				
	上記以外		2				生鮮品		加工品		
	手数料無し		3		会 員	633				%	
			会員以外	634				%			%

【手数料率】

会員と会員以外の手数料率が同じ場合は、各欄に同じ値を記入してください。

また、会員以外の農家等から出荷を受け付けていない場合は、「会員以外」の欄は空欄としてください。

- ◆ 花き・花木は「生鮮品」に含めます。
- ◆ 「生鮮品」の手数料率が、野菜類、果実類、畜産物等で異なる場合は、農産物直売所で主力となっている生鮮品の手数料率を記入してください。
- ◆ 「生鮮品」と「加工品」の手数料率が同じ場合は、各欄に同じ値を記入してください。

2 従事者の状況

(1) 平成 30 年度に農産物直売所の経営や業務を行った従事者数について、最も多い時期（月）の人数を従事した時間や日数にかかわらず、性別及び年齢別に記入してください。

また、役員・家族については給与の有無に関係なく記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			従事者 計				役員・家族				雇用							
											常雇い				臨時雇い			
男性	65 歳 未 満	701					人				人							人
	65 歳 以 上	702					人				人							人
女性	65 歳 未 満	703					人				人							人
	65 歳 以 上	704					人				人							人

【用語の説明】

- ◆ 役員は、経営者、役員、組織の構成員のほか、農業協同組合等においては農産物直売所に携わった農協の職員も該当します。
- ◆ 家族は、家族経営の場合の世帯員が該当します。
- ◆ 常雇いは、正社員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約（口頭の契約でも可）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人をいいます。
- ◆ 臨時雇いは、日雇、季節雇など常雇い以外の人をいいます。農業研修、手間替え、ゆい（労働交換）、手伝いを含みます。

【平成30年4月1日現在の年齢区分】

65歳未満	昭和28年4月2日以後に生まれた方
65歳以上	昭和28年4月1日以前に生まれた方

(2) (1)の平成 30 年度に雇用した従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、農産物直売所に従事した分を記入してください。

		百億	十億	億	千万	百万	十万	万		
年間雇用労賃	705								万円	

- ◆ 雇用者が複数の事業に従事している場合は、農産物直売所に係る雇用労賃を従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

【用語の説明】

年間雇用労賃は、基本給・時間給のほか、ボーナスや全ての手当を含めた支払賃金総額とします。また、事業主が税金などの徴収を行っている場合は、徴収前の総額とします。なお、役員・家族の雇用労賃・報酬は含めません。

- ◆ 記入内容について照会する場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。なお、それぞれの事業において記入者が同一の場合には、12 ページにまとめて記入してください。

記入者名	担当部署
------	------

【4】観光農園

1 観光農園の概要

- (1) 平成 30 年度の観光農園における売上金額について、記入してください。
 なお、売上金額がない場合は、「売上金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
年間売上金額	801								万円

注：消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

【記入上の注意】

複数の観光農園を営んでいる場合、合算して記入してください。

売上金額なし	802	1
--------	-----	---



観光農園の調査は以上で終わりです。
 ご協力ありがとうございました。
 返信用封筒にて、返送してください。

【用語の説明】

観光農園における売上金額は、入園料、利用者が農産物を買収取った代金のほか、観光農園に関連する施設内での売上すべてが該当します。

ただし、施設に併設された農産物直売所及びレストランの売上金額は含めません。

- (2) 観光農園で取り扱っている品目について、該当するすべての番号「1」に○を記入してください。

水	稲	803	1	きのこ類・山菜	807	1
野	菜	804	1	花き・花木	808	1
い	も	805	1	畜産物	809	1
果	実	806	1	その他	810	1

- (3) 平成 30 年度の観光農園の営業日数を記入して下さい。

年間営業日数	811					日
--------	-----	--	--	--	--	---

【用語の説明】

年間営業日数は、営業時間の長短にかかわらず、1日1時間でも営業すれば1日とします。

- (4) 年間利用者数（延べ人数）について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

年間利用者数	100 人 未 満	812	1
	100～300人未満		2
	300～500人未満		3
	500～1千人未満		4
	1千～2千人未満		5
	2千～3千人未満		6
	3千～5千人未満		7
	5 千 人 以 上		8

【年間利用者数】

年間利用者数が正確にわからない場合は、下の式を参考に、おおよその数を算出してください。

$$\text{年間利用者数} = \text{1日当たりの利用者数} \times \text{年間営業日数}$$

【記入例】

1日当たりの利用者数が約30人で、年間営業日数が60日の場合、年間利用者数は30人×60日＝1,800人となり、1千～2千人の範囲に○を記入してください。

2 従事者の状況

(1) 平成 30 年度に観光農園の経営や業務を行った従事者数について、最も多い時期（月）の人数を従事した時間や日数にかかわらず、性別及び年齢別に記入してください。

また、役員・家族については給与の有無に関係なく記入するとともに、「雇用」については「常雇
い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			従事者 計				役員・家族				雇用							
											常雇い				臨時雇い			
男 性	65 歳 未 満	901					人				人				人			人
	65 歳 以 上	902					人				人				人			人
女 性	65 歳 未 満	903					人				人				人			人
	65 歳 以 上	904					人				人				人			人

【用語の説明】

- ◆ 役員は、経営者、役員、組織の構成員が該当します。
- ◆ 家族は、家族経営の場合の世帯員が該当します。
- ◆ 常雇いは、正社員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約（口頭の契約でも可）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人をいいます。
- ◆ 臨時雇いは、日雇、季節雇など常雇い以外の人をいいます。農業研修、手間替え、ゆい（労働交換）、手伝いを含みます。

【平成30年4月1日現在の年齢区分】

65歳未満	昭和28年4月2日以後に生まれた方
65歳以上	昭和28年4月1日以前に生まれた方

(2) (1)の平成 30 年度に雇用した従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、観光農園に従事した分を記入してください。

		百億	十億	億	千万	百万	十万	万		
年間雇用労賃	905								万円	

- ◆ 雇用者が複数の事業に従事している場合は、観光農園に係る雇用労賃に従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

【用語の説明】

年間雇用労賃は、基本給・時間給のほか、ボーナスや全ての手当を含めた支払賃金総額とします。
また、事業主が税金などの徴収を行っている場合は、徴収前の総額とします。
なお、役員・家族の雇用労賃・報酬は含めません。

- ◆ 記入内容について照会する場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署
------	------

調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
返信用封筒にて、返送してください。